

平成28年度から適用される

# 個人住民税の税制改正

## ふるさと納税に係る改正

### (1) 特例控除額の限度額の拡充

ふるさと納税に係る個人住民税の寄附金税額控除については、基本控除額に加算される特例控除額の上限が、個人住民税の所得割額（調整控除後）の10%から20%に拡充されることとなりました。

- ・ 基本控除額  $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$
- ・ 特例控除額  $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - (\text{所得税の限界税率} \times 1.021))$

※個人住民税の所得割額（調整控除後）の20%（10%→20%）を上限とする。

### (2) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設（平成27年4月1日以降に行う寄付から適用）

確定申告が不要な給与所得者等が、都道府県や市区町村に対して寄附をした場合に、確定申告を行わなくても、個人住民税の寄附金税額控除（所得税の控除相当額を加算）を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

具体的には、寄附をする者が、寄附先に申請（寄附金税額控除に係る申告特例申請）をすることにより、住所地の市町村が翌年度の個人住民税額を減額します。  
※下記に該当した場合には、申請（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は無効（なかったものとみなされる）となります。

- (1) 確定申告を行った場合
- (2) 個人住民税の申告を行った場合
- (3) 寄附先の都道府県や市区町村の数が5か所を超えた場合

※申請時の記載内容に変更があり、その変更の届け出をしなかった場合にも、申請が無効となる場合があります。

【お問い合わせ先】 白老町役場税務課住民税グループ TEL0144-82-2659

## 住宅ローン控除の延長

町民税・道民税における住宅借入金等特別税額控除について、適用期限が、平成31年6月30日まで（従来、平成29年12月31日まで）とされ、1年6ヶ月延長されました。

## 公的年金からの特別徴収制度の見直し

### (1) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を「前年度分の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額とする」とこととされました。（平成29年度の特別徴収から適用）

### 公的年金からの特別徴収税額の計算方法(特別徴収継続者)

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現行	前年度本徴収額÷3 (前年2月と同額)			(年税額-仮徴収額)÷3		
改正	(前年度年税額÷2)÷3			(年税額-仮徴収額)÷3		

### (2) 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

現行制度では賦課期日(1月1日)後に町外に転出した場合や特別徴収税額が変更された場合、公的年金からの特別徴収は停止され、普通徴収(納税通知書か口座振替で納めていただく方法)に切り替わっていましたが、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続されます。（平成28年10月1日以降の特別徴収から適用）

#### ○町外へ転出した場合

1月1日から3月31日までに転出した場合	4月1日から12月31日までに転出した場合
8月まで特別徴収継続	当該年度中の特別徴収継続

#### ○特別徴収税額の変更があった場合

市町村が年金保険者に対して特別徴収税額の通知をした後に特別徴収税額に変更があった場合、12月分と2月分の本徴収の際に限り、変更後支払回数割特別徴収税額によって特別徴収が継続されます。